

京都市廃棄物処理施設設置等検討会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づく廃棄物処理施設の設置の許可、廃棄物が地下にある土地の形質の変更等に関して、その計画又は施行方法等が、周辺地域の生活環境の保全及び周辺の施設について適正な配慮がなされていること又は生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置が講じられていること等、廃棄物処理に関する事項について、必要な専門的知識を有する者の意見を聴くことを目的として、京都市廃棄物処理施設設置等検討会議（以下「検討会議」という。）の開催その他必要な事項を定めるものとする。

(専門家)

第2条 検討会議を構成する専門家（以下「専門家」という。）は、次に掲げる事項について専門的知識を有すると認められる者のうちから、市長が依頼し、又は任命する。

- (1) 廃棄物の処理
- (2) 大気汚染
- (3) 水質汚濁
- (4) 騒音
- (5) 振動
- (6) 悪臭
- (7) その他市長が必要と認める専門分野

2 前項の規定により依頼し、又は任命する専門家の人数は、10人以内とする。

(任期)

第3条 専門家の任期は2年以内とする。ただし、補欠の専門家の任期は、前任者の残任期間とする。

2 専門家は、再任されることができる。

(議長)

第4条 市長は、専門家の中から、検討会議の議長を指名する。

- 2 議長は、検討会議の進行をつかさどる。
- 3 議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、市長があらかじめ指名する専門家がその職務を代理する。

(検討会議の開催)

第5条 検討会議は、市長が開催する。

- 2 市長は、検討会議の開催の都度、当該検討会議における意見聴取事項に応じた専門家の参加を求めるものとする。

(意見聴取事項)

第6条 市長は、次に掲げる事項について、検討会議から意見を聴くものとする。

- (1) 法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定により許可を受けようとする廃棄物処理施設の設置又は変更に関する計画のうち、次に掲げる施設に係るもの
 - ア 焼却施設
 - イ 最終処分場
 - ウ 廃石綿等又は廃石綿含有産業廃棄物の熔融施設
 - エ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解施設
 - オ ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の洗浄施設又は分離施設
 - カ その他市長が必要と認める施設
- (2) 法第15条の17に規定する指定区域(指定を予定しているものを含む。)における土地の形質の変更に関する計画又は施行方法で市長が必要と認めるもの
- (3) 法第9条の2又は第15条の2の7の規定により改善命令を受けた廃棄物処理施設の設置者が提出した当該施設の改善に係る計画で市長が必要と認めるもの
- (4) その他前各号に付随し、又は準ずる事項で市長が必要と認めるもの

(検討会議の非公開)

第7条 検討会議は非公開とする。ただし、市長が公開を認めた場合は、この限りでない。

(庶務)

第8条 検討会議の庶務は、環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課が行う。

(遵守事項)

第9条 専門家は、その任務を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。専門家を退いた後も、また、同様とする。

2 専門家は、その信用を傷つけ、又は本市の不名誉となるような行為をしてはならない。

(解任)

第10条 市長は、専門家が前条の規定に違反したときは、その専門家を解任することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、環境政策局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年11月14日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市廃棄物処理施設設置等検討委員会設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく京都市廃棄物処理施設設置等検討委員会（以下「旧委員会」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に専門家に依頼され、又は任命されたものとみなす。この場合において、第3条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧委員会の委員としての任期の残存期間とする。

4 この要綱の施行の際現に旧要綱第5条第1項に規定する委員長の任にある者は、第4条第1項の規定により議長に指名されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月7日から施行する。